

訪問介護・介護予防及び総合事業に関する

重要事項説明書 及び 契約書 個人情報使用同意書

いつまでのあなたらしさを守りたい

私たちにできること

丁寧に向き合うケアです



訪問介護 ステーション 実の花

重要事項説明書

1.事業の概要

(1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

法人種別・名称	株式会社 アイコネクト
代表者名	高野 政彦
事業所名	訪問介護ステーション 実の花
所在地	大分県佐伯市直川大字下直見 2477 番地
電話番号	080-6667-1240
FAX 番号	0972-30-1229
事業者指定番号	4470502016
サービス提供地域	佐伯市 津久見市 臼杵市 豊後大野市

(2) 事業所の職員体制および勤務体制

管理者	1名
介護職員	3名
介護職員 非常勤	1名

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日（月～金）	9：00～16：30
営業しない日	12月30日、31日、1月1日～1月4日、祝日

※上記の時間以外も 24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制をとっています

2.サービスの内容

① 「訪問介護」は、利用者に居宅（自宅）において介護士その他省令で定めるものが療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス

【具体的内容】

病状・障害の観察：血圧・体温・脈拍測定、排便確認

褥瘡の予防：褥瘡防止の工夫や指導

口腔ケア：口腔内を清潔に保つ工夫や指導

リハビリテーション：拘縮予防、日常生活動作指導、生活リハビリ

身体介護：利用者の身体に直接接触して行われるサービス

食事介助、更衣の援助、入浴介助、トイレ誘導やオムツ交換などの排泄介助、身体の清拭、体位交換、移乗介助等

生活援助：日常生活の援助を中心とするサービス

調理、掃除、洗濯、シーツ交換、衣類の整理、生活必需品の買い物、薬の受け取り等

通院時の乗車・降車等介助

要介護者である利用者に対して自宅から通院等の際に乗車、移送、降車の介助サービス

その他

利用者の状況に応じて自立援助の目的で見守りや介護の専門的な相談、指導

- ① 介護予防・日常生活総合事業（以下「事業」という。）は、自立支援を目的
身体介護を行わない。提供内容は運営規程第3条の範囲に限定される。
利用者に居宅（自宅）において介護士その他省令で定めるものが療養上の世話を行う
サービスです。本事業において提供するサービスは、次の範囲に限定する。

【具体的内容】

- ・日常生活動作に関する見守り、声かけ、助言
- ・食事および入浴に関する準備・安全確認
- ・生活環境の調整および家事支援

なお、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護は含まれない。

- (2) 事業者は、サービス利用票の日程によりサービスを提供します
(3) サービスは、訪問介護計画書・介護予防サービス・支援計画書（以下、「計画書」という。）に沿って計画的に提供します

3. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問介護記録」等の書面に必要事項を記入しています
(2) 事業者は、一定期間ごとに（または一か月ごとに）「計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成の状況等に関する「訪問介護記録書」その他の記録を作成して、利用者に説明します
(3) 事業者は、前記「訪問介護記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します

4. サービス提供の責任者等

- (1) サービス提供の責任者は、計画内容に記載されている内容について責任を持ち、回答いたします。
介護保険のサービス内容についてのご相談や不満、ご質問がある場合には、遠慮なく事業所へご連絡ください。

5. 事業目的

介護保険法または医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、お客様がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようお客様の療養生活を支援し、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持回復を目指すことを目的として訪問介護サービスを提供します。お客様のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

6. 運営方針

介護事業を提供することにより生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の維持・回復を図ります。また、在宅生活が快適に送れるよう努めてきます。ステーションは、事業の運営にあたり提供するだけの介護技術ではなく、問題解決思考を持ち、利用者を取り巻く環境や人・課題を総合してお客様にあった介護を行う事を使命とします。

7.利用者負担金

(1) 利用者から頂く利用者負担金は、次の通りです

【介護保険】

サービス内容	単位数	利用金額	負担額		
			1割	2割	3割
身体介護中心					
20分未満	163単位	1,630円	163円	326円	489円
20分以上30分未満	244単位	2,440円	244円	488円	732円
30分以上1時間未満	387単位	3,870円	387円	774円	1,161円
引き続き生活援助を行う場合					
25分毎（75分を限度）	65単位	650円	65円	130円	195円
生活援助中心					
20分以上45分未満	179単位	1,790円	179円	358円	537円
45分以上	220単位	2,200円	220円	440円	660円

※同時に2人の訪問介護員が訪問介護サービスを提供した場合は所定単位数の2倍となります

【介護予防訪問介護相当サービス利用料金】

サービス名称	サービス内容	単位数	利用料金	負担額		
				1割	2割	3割
訪問型独自サービス11	週1回程度の訪問	1,176単位	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
日割（1日あたり）		39単位	390円	39円	78円	117円
訪問型独自サービス12	週2回程度の訪問	2,349単位	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
日割（1日あたり）		77単位	770円	77円	154円	231円
訪問型独自サービス13	週2回を超える程度の訪問	3,727単位	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円
日割（1日あたり）		123単位	1230円	123円	246円	269円

(2) 加算・減算料金等 別紙参照

※今後加算が追加される際は文書にてご連絡いたします

介護保険上での交通費の実費負担は以下の通りとします

通常のサービス提供地域につき1km 10円 10km未満（実費交通費用の支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする）ただし、過疎地域や中山間部の場合、片道10km以上は初回につき1,000円を頂きます。

(2) 介護保険外のサービスとなる場合

介護保険外サービスとなる場合は（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額をこえる場合を含む）全額自己負担となります。介護保険外のサービスとなる場合は、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります

8.キャンセル

(1)

利用者がサービス利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください
連絡先電話：080-6667-1240 又は 0972-30-1240（ナーシングホーム内）

(2) 急なキャンセルの場合：キャンセル料として基本的に以下の料金をいただきます

<キャンセル料>

サービス利用の前日まで 利用者負担なし

サービス利用当日のキャンセル 利用者負担金の100%

急変などのやむを得ない事情がある場合には、事情については相談に応じます。

9.その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために次の事項についてご注意ください

- ① 介護士等は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いは致しかねます
- ② 介護士等は、保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復の為に療養上の世話や診療補助を行います。
- ③ 介護士は利用者の状態に合わせた緊急対応を行っておりますので、提供時間の変更をお願いすることがあります。また車両での移動のため、交通事情により提供予定時間に差異が生じる場合があります

10.相談窓口・苦情対応

※サービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応いたします

当事業所 ご利用相談室	ご利用時間 平日9:00～16:30まで ご利用方法 電話①080-6667-1240 来所・訪問：日時を調整しますので事前にご連絡ください
----------------	--

※次の公的機関においても、苦情の申し出ができます

佐伯市役所 福祉保健部 高齢者福祉課	所在地 佐伯市中村南町1-1
	電話番号 0972 (22) 3117 F A X 0972 (22) 3914
	対応時間 8:30～17:00
大分県国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番5号
	電話番号 097 (534) 8470 F A X 097 (537) 8652
	対応時間 8:30～17:00
大分県庁 福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班	所在地 大分市大手町3丁目1番1号
	電話番号 097 (506) 2785 F A X 097 (506) 1737
	メール kourei-kaigoservice@pref.oita.jp
	対応時間 8:30～17:15

- (1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ① 訪問に行く際は携帯電話を持参する
 - ② 訪問介護ステーション 実の花に連絡が入れば即担当者に連絡する
 - ③ 訪問または電話により、担当者と利用者及びその家族の間で苦情の内容を確認する
 - ④ 担当者が介護職員等に連絡し、苦情内容を伝えるとともに、解決策や変更調整を行う
即答できることについては返答を受け、その内容を利用者に説明して同意を得る。即答できないことについては返答期日、担当責任者を確認し、利用者に説明したうえで同意を得る
 - ⑤ 利用者及びその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに指導または助言に従う
 - ⑥ 利用者及びその家族から苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。また市町村または国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合において、市町村または国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を市町村または国民健康保険団体連合会に報告する
- (2) 苦情があった介護職員等に対する対応方針等
 - ① 介護職員等と共に利用者を訪問し、調整を行い説明と同意を得る
 - ② 利用者の希望のサービス内容が得られないと判断した場合は、介護職員等の変更を検討し実施する

11.緊急時の対応

事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は訪問看護、又は担当ケアマネージャーへ連絡を取るなど必要な措置を講じる

12.秘密保持

- (1) 事業者および事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様である
- (2) 事業者は、利用者のための往診または利用者を通院介助する場合には、当該病院または診療所の医師または歯科医師または訪問看護に利用者の診療状況に関する情報を提供できるものとする
- (3) 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意をあらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者および利用者の家族の個人情報を用いない

13.賠償責任

事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではない

損害賠償責任保険

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
補償内容	事業活動総合保険等

14.事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる
- (2) 利用者に対する居宅サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行えるように会社へ申し出を行う
- (3) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる
- (4) 利用者に対する居宅サービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する

15.利用者へのお願い

居宅サービス事業者が提供する居宅サービス計画書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、重要事項説明書と一緒に保管してください

契 約 書

ご利用者 _____ 様（以下「甲」という）と
事業者 訪問介護ステーション 実の花（以下「乙」という）は
訪問介護の利用に際して次のとおり契約を結びます

第1条（サービスの目的及び内容）

1. 乙は介護保険法の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービス・訪問型サービスを提供します。並びに甲の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります
2. 乙は訪問介護サービス・訪問型サービス提供にあたっては、甲の主治医の指示、要介護（支援）状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします
上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日更新の場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします
2. 前項の契約期間満了の7日までに甲から契約解除の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約有効期間は、更新前の契約満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします

第3条（運営規定の概要）

乙の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、訪問介護サービス・訪問型サービスの内容等）、従業者の勤務体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです

第4条（訪問介護計画・介護予防サービス・支援計画書の作成・変更）

1. 乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の状況及びその意向を踏まえて、計画書を作成し、計画書作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます
2. 計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します
3. 計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します
4. 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する事業の目的に従い、計画書の変更を行います
 - (1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該計画を変更する必要があると判断した場合は（主治医の指示のもと）その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲で可能なときは、速やかに訪問介護計画の変更等の対応を行います
 - (2) 甲が、事業の内容や提供方法等の変更を希望する場合

5. 前項の変更に際して、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業所に連絡するなど必要な援助を行います
6. 乙は、計画書作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします

第5条（訪問介護・介護予防・日常生活総合事業担当者）

1. 乙は、甲のため、事業の担当者（以下担当者という）を定め、甲に対して事業を提供します
2. 乙は、担当者を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行います
3. 甲は、乙に対し、いつでも担当者の変更を申し出ることができます
4. 乙は、前項の申し出があった場合、第1条に規定する事業の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の意向に沿うように担当者を変更します

第6条（事業の内容及びその提供）

1. 乙は、訪問介護職員等を派遣し、別紙計画書に記載した内容の事業を提供します
2. 乙は、甲が介護保険利用の場合、事業を提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします
3. 甲は第4条及で定められたサービス以外の業務を乙に依頼することはできません
4. サービスの実施内容はすべて計画に基づき乙が決定します。但し、乙は、サービスの実施にあたって甲の事情・意向等に十分配慮するものとします
甲は、サービス実施のために必要な備品等（電気・水道・ガスを含む）を無償で提供し、訪問介護職員等が乙に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします

第7条（サービス提供の記録など）

1. 乙は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供の記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします
2. 乙は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載し、前項の「サービス提供の記録書」等の記録を作成して、利用者に説明の上、提出します
3. 乙は、「サービス提供の記録書」等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し記録の閲覧及び実費負担によりその写しを求めることができます。但し、この閲覧及び写しは、乙の業務に支障のない時間に行うこととします

第8条（居宅介護支援事業者等との連携）

乙は、甲に対して事業を提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます

第9条（協力義務）

甲は、乙が甲のため事業を提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません

せん

第10条（苦情対応）

1. 甲は提供されたサービスに苦情がある場合には、乙、介護保険支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます
2. 乙は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します
3. 乙は、甲が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取り扱いをすることはありません

第11条（緊急時の対応）

乙は、現に事業を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡をとるなど必要な対応を講じます

第12条（費用）

1. 乙が提供する事業の利用単位毎の利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりです。なお、関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改正された場合には、改正後の金額を適用するものとします
2. 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います
3. 乙は、提供する事業のうち、介護保険及び医療保険等の適応を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます
4. 乙は、甲が介護保険利用の場合、乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅を訪問して事業を行う場合には前2項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます
5. 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません
6. 乙は、甲が正当な理由もなく事業の利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、キャンセル料の支払いを求めることができます
7. 乙は、事業の利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います
8. 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書を交わします

第13条（利用者負担額の滞納）

1. 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合には、乙は、1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます
2. 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者と甲の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うものとします

3. 乙は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ甲が第1項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます
4. 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として事業のサービスの抵抗を拒むことはありません

第14条（秘密の保持）

1. 乙は、業務上知り得た甲及びその後見人又は家族に関する秘密及び個人情報については、甲又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません
2. 前項の規定に係わらず、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、担当介護支援専門員との連絡調整において必要最小限の個人情報は使用させていただきます
3. 乙及びその従業員は、サービス担当者会議において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的を説明し、同意を得なければ、使用することができません

第15条（甲の解除権）

甲は、1週間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます

第16条（乙の解除権）

1. 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、サービス利用契約の目的を達することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます
2. 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、事前に主治医、甲の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います

第17条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします

1. 第2条の規定により契約期間満了日の7日前までに甲から契約解除の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき
2. 甲が16条の規定により契約を解除したとき
3. 乙が第14条・第17条の規定により契約を解除したとき
4. 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ① 甲が介護保険施設や医療施設に入所または入院したこと
 - ② 利用者が、要介護認定を受けられなかったこと
 - ③ 利用者が死亡したこと

第18条（損害賠償保険の加入）

1. 乙は、事業の提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます
2. 前項において、事故により甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、乙はその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません

3. 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます

第 19 条（利用者代理人）

1. 甲は代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます
2. 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします

第 20 条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要性が生じたときは、大分地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します

第 21 条（協議事項）

1. この契約に定めのない事項については、介護保険等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報の利用については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します

記

1. 使用する目的

- (1) 他事業所又は他職種との連携（病状報告、指示書、報告書、計画書等）、介護支援専門員、医療機関、歯科医、他のサービス提供者との連携調整等において必要な場合（サービス担当者会議、医療機関でのカンファレンスを含む）
- (2) 保険請求事務において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、情報提供の際には関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておく

3. 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他の一切の利用者や家族個人に関する情報
- ・ 医療保険証、介護保険証、身体障害者医療受給者証、特定疾患医療受給者証、身体障害者手帳等
- ・ その他の情報

4. 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間とする

以上 訪問介護サービス・介護予防・日常生活総合事業提供にあたり、
重要事項説明書及び契約書個人情報使用同意書について説明を行いました。

令和 年 月 日

【事業者】 所在地 大分県佐伯市直川大字下直見 2477 番地
事業者 訪問介護ステーション 実の花

説明者

⑩

私は、事業者から訪問介護サービス・介護予防・日常生活総合事業提供をうける際の訪問介護サービス・介護予防・日常生活総合事業重要事項説明書、訪問介護契約書、個人情報使用同意書について説明を受け、上記のとおり締結します

訪問介護ステーション 実の花 様

令和 年 月 日

【利用者】 住所 _____

氏名 _____ ④

【利用者家族代表】 住所 _____

または
【上記代理人】 氏名 _____ (続柄 _____) ④

各種加算に関する同意書

訪問介護サービス・介護予防・日常生活総合事業提供にあたり、各種加算について説明を行いました。

令和 年 月 日

【事業者】 所在地 大分県佐伯市直川大字下直見 2477 番地
事業者 訪問介護ステーション 実の花

説明者 _____ (印)

訪問介護ステーション 実の花 様

私は、事業者から訪問介護サービス・介護予防・日常生活総合事業提供をうける際の各種加算についての説明を受け、同意致します。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【利用者家族】 住 所 _____

または

【上記代理人】 氏 名 _____ (印)

口腔管理に関する契約書

本書は、株式会社アイコネクト（以下「甲」という）と、協力歯科医療機関（以下「乙」という）との間における入居者の口腔管理に関する契約内容を定めるものである。

1. 契約の目的

甲が運営する訪問介護ステーション実の花の利用者に対し、乙が適切な口腔管理への指導や在宅歯科医療の提供を行い、入居者の口腔内の健康維持および生活の質の向上に向けて甲と協力し、誤嚥性肺炎や口腔フレイル等の2次予防を図ることを目的とする。

2. 契約事項

乙は以下の事項について甲と協力し、入居者の口腔管理を行う。

- 1) 利用者ごとの口腔に関する相談・助言
- 2) 口腔管理に関する評価（スクリーニング）
- 3) 必要に応じた歯科治療・口腔衛生指導
- 4) 口腔ケア実施に関する技術的助言・指導（介護職員への指導を含む）
- 5) 必要時の歯科衛生士による専門的口腔ケア
- 6) 継続的な記録・報告の共有

3. 契約形式

- 1) 無償契約

診療費は利用者の保険診療内で実施し、家族への説明や同意は甲が請け負う。また、本人、家族の意向を歯科医師と情報共有し治療に向けた意思決定支援を行う。

4. 注意事項

- 1) 利用者への口腔管理は、本人または家族の同意を得た上で実施する。
- 2) 甲は、乙の申し出により必要な記録・報告を提供する。
- 3) 本契約に基づく業務遂行にあたり、双方は個人情報保護に十分配慮する。
- 4) 本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

5. 契約期間

契約締結日より5年間とし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも解約の申し出がない場合は、自動的に更新される。

当事業所（甲）は、協力歯科医療機関（乙）と口腔管理に関する契約事項についての記載事項を承諾します。

令和 7 年 10 月 1 日

(甲) 所在地： 大分県佐伯市大字上岡1265番地2
名称： 株式会社 アイコネクト
代表取締役 高野 政彦
代表者氏名：



(乙) 所在地： 〒876-0012
名称： 大分県佐伯市大字鶴望2738番1
医療法人 鶴岡クリニック
代表者氏名： 歯科口腔外科 森崎 重規

